

「一般社団法人 関西・健康経営推進協議会」会則

第Ⅰ章 総則

(名称並びに略称)

第1条 当法人は、一般社団法人 関西・健康経営推進協議会と称する。略称をカンケンキョウという。

第Ⅱ章 目的及び事業

(目的)

第2条 当法人は、企業及び団体等の健康経営に関連する様々な支援又は個人の健康増進に関連する様々な支援を行い、企業及び団体の健全且つ持続的な発展と国民ひとりひとりの保健の向上を目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前項の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 健康経営に関する情報提供サービス
- (2) 行政機関等に対する各種提言及び政策への協力の実施
- (3) 健康経営及び健康教育の普及、啓発事業
- (4) 健康経営の啓発及び普及に関する事業
- (5) 健康経営に関する調査研究に関する事業
- (6) 健康経営の指導者育成に関する事業
- (7) 各種勉強会、研修会、講演会、連絡会の開催及び講師の派遣
- (8) 健康経営に関するサービス及び商品の販売
- (9) 前各号に附帯又は関連する事業、その他の健康経営支援及び健康増進支援等当法人

の目的を達成するために必要な事業

第Ⅲ章 会員

(会員の定義)

第4条 当法人の会員は本会の目的に賛同する企業・団体・個人等とし、会員は目的の達成のために協力するものとする。

(会員の区分)

第5条 会員の区分は以下のとおりとする。

- 賛助会員 健康経営を導入、又は導入予定の会社で当法人の主旨に賛同する企業、若しくは協議会の主旨に賛同する個人
- サポート会員 健康経営を導入する会社を支援する企業や団体とし、当法人の主旨に賛同する企業、団体。但し、サポート内容一業種、一団体とする。
- パートナー会員 当法人と共に健康経営を通じて事業展開する企業、団体、個人。なお、(a)シニアコンサルタント、(b)コンサルタント、(c)プランナーを名乗ることができる。
- スポンサー会員 当法人の主旨に賛同する企業、若しくは当法人の主旨に賛同する個人

(会費)

第6条 会費は以下のとおりとする。

賛助会員は入会金 10 万円、年会費 12 万円とする。

サポート会員は入会金 3 万円、年会費 3 万円その後は年会費 3 万円／年とする。

但し、サポート会員は当法人活動により売り上げが発生した場合、定額又はマージンを支払うことし、別途双方により調整する。

パートナー会員は入会金 10 万円、年会費 12 万円とする。

スポンサー会員は入会金 10 万円、年会費 24 万円とする。

(入会)

第7条 当法人の主旨に賛同する企業、団体、個人が入会申込のうえ、当法人が承認した後に入会できる。

(退会)

第8条 会員は退会届に理由を付していつでも退会することができる。尚、当法人の目的に反する行為が認められた場合は退会を通告することができる。

第IV章 機関

(役員)

第9条 当法人には下記の役員を置く。

一 代表理事 2名

尚、顧問、アドバイザーは別に定める。

(議決)

第10条 当法人の運営は、役員が行うこととし、重要事項を議決する。

(会議)

第11条 当法人は原則として10月に定例会を開催し、必要に応じ臨時会を開催することができる。

第V章 会計

(経費)

第12条 当法人の運営経費は、事業収益をもって宛てる。

(予算及び決算)

第13条 当法人の予算及び決算は、役員承認を得てこれを決定する。

(会計年度)

第14条 当法人の会計年度は、毎年10月1日に始まり、9月30日に終わるものとする。

第VI章 規約の変更及び解散

(規約の変更及び解散)

第15条 当法人の規約の変更及び解散する場合には役員同意により行う。

付則

(施行期日)

この会則は、2021年10月1日より施行する。

一般社団法人 関西・健康経営推進協議会 役員名簿 (2021/10/1)

役職名	氏 名	備考
代表理事	西口 泰	株式会社大阪わいずプランニング
代表理事	竹内 伸也	社会保険労務士法人プライムパートナーズ